

学校給食は、最近の異常な物価高のために限られた予算の中で「おいしくて栄養の豊かな給食を」と苦勞をかさねてきた関係者の努力にもかかわらず、大変困難になつてきております。

このために大幅な値上げがされ、父母負担がさらに重くなつてきております。

もともと、憲法には「義務教育無償」の原則が明記され「学校給食法」では、給食は学校教育の重要な教育活動として規定しています。したかつて、最近における諸物価高騰によつてひきおこされた、学校給食の今日の窮状を打開し、給食の父母と地方自治体負担を大幅に軽減し、給食内容の充実をはかるために、市議会が地方自治法第九十九条二項にもとづき関係行政庁に次の要求を基本に意見書を提出するとともに、自らも最大限の努力をされ、給食費の父母負担を軽減されることを要請し請願いたします。

一、憲法と学校給食法の規定にもとづき、父母負担と地方自治体の負担を軽減するため、国の負担を大幅に増額すること。

二、さしあたり、つぎの緊急措置をたちにおこなうこと。

① 学校給食にたいする緊急助成措置をこうじ、これまでの加算を大幅に増額すること。

② 給食運営に必要な調味料、食用油、洗剤、灯油、プロパンガスなどの物資はもちろん、生乳、野菜、肉等の給食物資が安い価格で円滑に調達できるよう政府は関係業界への行政指導をつよめること。

昭和四十九年三月二十六日

請願者代表 福生市大字福生一二〇九

日 請 義 一 印

福生市大字福生二一四六

新日本婦人の会福生支部代表

原 敏 子 印

他 五四四名

福生市議会議長

石 川 信 義 殿

決裁区分	甲 乙 (丙)	文書分類	(発送)・庁内・議案・令達	福議	収第 128 号
保存	1 3 5 10 15 (永)	廃棄	年 月	F.No.	A 9 2
取扱上注意	至急 秘	添付物		起案	49年 6月 19日
浄書区分	本 控 計	用紙	発送	決裁	年 月 日
□原1/3		□更級	□普通 □速達	施行	年 月 日
□孔版		□中質紙	□書留 □親展		年 月 日付
□手書複写		□上質紙	□使送 □携行	先方	第 号
□ペン書		□タイプ紙	□その他	文書	年 月 日收受
		□その他			
浄書	照合	公印	施行	機・管係長	発送表示
		尾野			作成 月 日迄 発送 月 日迄
					完了表示 作成 月 日了 発送 月 日了
主	起案者	係員	係長	局長	委員長
管	氏名 尾野幸恵	尾野	吉谷		
あて先	市長 石川常太郎	合	庶務課長	収入役	助役
発信者	議長 塩野鉄之助	議			
注意事項		先	文書課長		
件名	会議録の送付について				
上記のことについて 別紙のように 照会 回答 報告 依頼 してよろしいか伺います。					
(別冊) (送付) します。					



1 昭和49年第2回臨時会(4月23日)

5



福議発第百二十八号

昭和四十九年六月十九日

福生市議会議長

福生市長

石川 常太郎 殿

塩野 鉄之助 印

会議録の送付について

昭和四十九年第二回福生市議会臨時会の会議録の写を別紙のとおり作製いたしましたので、地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。

5		5
10		10
15		15
20		20
25		25

5 10 15 20 25

5 10 15 20

25 × 20 = 500



このうち、就式自前起第一二三条第三項の賦課より徴せらるるもの。

昭和四十一年第二回福生市議会臨時会の会費徴収の旨を照会の上より折衝せらるるもの。

会費徴収の徴せらるるもの。

市川常太郎

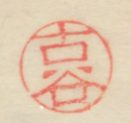
福生市長

市川常太郎

福生市議会議員

昭和四十一年六月十日

臨時議員百二十八号



昭和四十一年

第二回臨時会

（自四月二十三日
至一月一日）

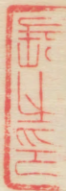
福生市議会会議録

第五号

議四十一

陳三

第二臨



第二回福生市議会

臨時

会会議録（第五号）

昭和四十九年 四月二十三日福生市議会議場に第二回福生市議会臨時会が招集された。
一 出席議員はつぎのとおりである。

一番 貫井喜代次 君

二番 小林菊三 君

三番 小林才治 君

四番 田村市郎 君

五番 川窪清一 君

六番 中曽根実 君

七番 宇佐美良時 君

八番 | 君

九番 | 君

十番 松山清 君

十一番 伊東忠次郎 君

十二番 森田秀雄 君

十三番 石川繁治 君

十四番 小林暢吉 君

十五番 末次性男 君

十六番 高波忠 君

十七番 関米吉 君

十八番 | 君

十九番	大野行夫	君	二十番	宮沢良一	君
二十一番	田村匡雄	君	二十二番	塩野鉄之助	君
二十三番	岩田博	君	二十四番	石川信義	君

一 欠席議員はつぎのとおりである。

十八番 中里元一君

一 欠員はつぎのとおりである。

八番
九番



一 議会議事事務局職員はつぎのとおりである。

議事 古谷徳男 君 議事 市川昭利 君 主事補 尾野幸恵 君
 局長 係長

一 地方自治法第二百二十一条の規定による出席説明員はつぎのとおりである。

市長	石川常太郎	君	助役	篠崎俊夫	君
収入役	橋本孝蔵	君	教育長	町田倍二	君
秘書職	高水求	君	庶務		君
員課長			課長		君
企画財	上野重勝	君	環境保		君
政課長			全課長		君
経済		君	福祉事		君
課長			務所長		君
建設		君	都市計		君
課長			画課長		君

市民課長

税務課長

島田 猛

下水道課長

君

水道課長

用地課長

君

教育委員
務課長

君

會計課長

君

教育委員
務課長

君

教育委員
務課長

君

内田 和雄

教育委員
教育課長

君

選挙管理
委員局長
監査委員
局長

君

一 本日の議事日程はつぎのとおりである。



日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 報告第四号 専決処分の承認を求めることについて（昭和四十八年度福生市一

般会計補正予算（第九号））

日程第四 報告第五号 専決処分の承認を求めることについて（福生市立福生第七小学校

プール築造工事契約）

日程第五 議案第四十号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第六 議案第四十一号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第四十二号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例



日野橋上 建築費四十二号 新主市當升子栄四の一橋全五五する栄四
日野橋六 建築費四十一号 新主市橋市増新栄四の一橋全五五する栄四
日野橋正 建築費四十号 新主市増新栄四の一橋全五五する栄四
日野橋四 建築費五号 専光興代の栄四全五五する栄四
日野橋五 建築費四号 専光興代の栄四全五五する栄四
日野橋二 建築費の栄四
日野橋一 建築費の栄四

(追加 その一)

追加日程第一 陳情第三号 道路工事の前払金制度の実施および昭和四十九年度道路工事
の早期発注に関する陳情書
追加日程第二 陳情第四号 公共工事標準請負契約々款に関する陳情書



第四日 第一 期 第四日 公共工事部 第四日 公共工事部 第四日 公共工事部
第五日 第一 期 第五日 公共工事部 第五日 公共工事部 第五日 公共工事部
第六日 第一 期 第六日 公共工事部 第六日 公共工事部 第六日 公共工事部
第七日 第一 期 第七日 公共工事部 第七日 公共工事部 第七日 公共工事部
第八日 第一 期 第八日 公共工事部 第八日 公共工事部 第八日 公共工事部
第九日 第一 期 第九日 公共工事部 第九日 公共工事部 第九日 公共工事部
第十日 第一 期 第十日 公共工事部 第十日 公共工事部 第十日 公共工事部
第十一日 第一 期 第十一日 公共工事部 第十一日 公共工事部 第十一日 公共工事部
第十二日 第一 期 第十二日 公共工事部 第十二日 公共工事部 第十二日 公共工事部
第十三日 第一 期 第十三日 公共工事部 第十三日 公共工事部 第十三日 公共工事部
第十四日 第一 期 第十四日 公共工事部 第十四日 公共工事部 第十四日 公共工事部
第十五日 第一 期 第十五日 公共工事部 第十五日 公共工事部 第十五日 公共工事部
第十六日 第一 期 第十六日 公共工事部 第十六日 公共工事部 第十六日 公共工事部
第十七日 第一 期 第十七日 公共工事部 第十七日 公共工事部 第十七日 公共工事部
第十八日 第一 期 第十八日 公共工事部 第十八日 公共工事部 第十八日 公共工事部
第十九日 第一 期 第十九日 公共工事部 第十九日 公共工事部 第十九日 公共工事部
第二十日 第一 期 第二十日 公共工事部 第二十日 公共工事部 第二十日 公共工事部

(第四 第一)

午前十時十分開会・開議

○議長(石川信義君) ただいまから昭和四十九年第二回福生市議
会臨時会を開会いたします。
これより今日の会議を開きます。
これより日程に入ります。

○議長(石川信義君) 日程第一会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定により、
議長において

十番 松山 清君
十一番 伊東忠次郎君
十二番 森田秀雄君
以上三名を指名いたします。

○議長(石川信義君) ここにつつしんで申し上げます。
吉岡一三議員には、去る四月十七日に逝去され、まことに痛恨

痛惜の痛みにたえません。

同君の弔意を表するため、貫井喜代次君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

(一番貫井喜代次君登壇)

○一番(貫井喜代次君) 追悼のことは、新緑目にしみる本日、私は福生市議会を代表いたしましたして、去る四月十七日急遽不帰の人となられた故吉岡一三さんの霊に対しまして、つつしんで追悼のことばを申し述べさせていただきます。

吉岡さんは大正十二年二月、瑞穂町に生を受けられた後、昭和二十四年、当時の福生町の住民となられて以来、吉岡さんのあの温情あふれる人情味により、地域住民の方々の信望を集められ、牛浜地区町会の要職をはじめ事業関係等、各方面の役職を歴任し、昭和四十六年四月、当福生市議会議員の選挙において住民の大きな期待をになって立候補、みごと当選し議席を得ると同時に、建設委員会の副委員長という要職につかれたわけでございます。その後、特に当市の建設関係について常に議会のけん引

車としてエネルギーな活動の連続でございました。本会議にお

ける一般質問においても吉岡さんが区画整理や下水道、あるいは道路、公園等について、絶えず理事者側に訴え続けてきておりましたことは、私たちもまだ記憶に新しく残っております。

またあるときは議員各自からだで触れ合う親睦のソフトボールや野球の練習にも先頭に立って、右に左に走り回り、汗を流した姿がきのうのように思い起こされます。

その元気だった吉岡さんが昨年の十月、病に伏し、病氣療養ということを目にいたしておりましたが、十二月定例会の最終日、あるいは本年一月の臨時会には元氣な姿を見せてくれましたので、再びこの議場に、その議席に元氣な姿~~が~~見られることを信じ、心待ちにしておったのでございますが、その後病状にわかに悪化したか家族の必死の看護と見舞いもむなし、去る四月十七日、あたたかいやわらかな春の日ざしを待ち切れず、午前五時三十分、ついに再び帰らぬ人となってしまったのでございます。

吉岡さん、いま私たちは下水道事業をはじめ、東口開発